

訪問介護従前相当サービス(独自) サービスコード表

サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	コード表		算定単位	
			種類	項目		
訪問型独自サービス費Ⅳ	事業対象者・要支援1・2 1月の中で4回までのサービスを行った場合	※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	268単位	A2	2411	1回につき
訪問型独自サービス費Ⅴ	事業対象者・要支援1・2 1月の中で5回から8回までのサービスを行った場合	※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	272単位	A2	2511	
訪問型独自サービス費Ⅵ	事業対象者・要支援2 1月の中で9回から12回までのサービスを行った場合 ※事業対象者は特別な理由により要支援2の区分支給限度額適用者	※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	287単位	A2	2621	
訪問型サービス費(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 主に身体介護を行う場合。22回まで算定可能	※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	167単位	A2	1411	
訪問型サービス同一建物減算	所定単位数の10%減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		A2	6001	1月につき
特別地域加算	所定単位数の15%加算			A2	8002	1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算			A2	8102	
中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			A2	8112	
初回加算	200単位加算(1月) ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		200単位	A2	4001	1月につき
生活機能向上連携加算	①生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位加算(1月) ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		100単位	A2	4003	
	②生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位加算(1月) ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		200単位	A2	4002	
介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算(Ⅰ) +所定単位×137/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。			A2	6269	
	②介護職員処遇改善加算(Ⅱ) +所定単位×100/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。			A2	6270	
	③介護職員処遇改善加算(Ⅲ) +所定単位×55/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。			A2	6271	
介護職員等特定処遇改善加算	①介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) +所定単位×63/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。			A2	6278	
	②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) +所定単位×42/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。			A2	6279	
介護職員等ベースアップ等支援加算	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算 +所定単位×24/1000			A2	6281	
注 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目						